

学校法人 京都文教学園

ガバナンス・コード

<第1版：2023年2月17日制定>

学校法人 京都文教学園

目 次

第1章	私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	3
1-1	建学の精神	
1-2	教育と研究の目的（私立大学の使命）	
第2章	安定性・継続性（学校法人運営の基本）	7
2-1	理事会	
2-2	理事	
2-3	監事	
2-4	評議員会	
2-5	評議員	
第3章	教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	10
3-1	学長	
3-2	教授会	
第4章	公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	11
4-1	学生に対して	
4-2	教職員等に対して	
4-3	社会に対して	
4-4	危機管理及び法令遵守	
第5章	透明性の確保（情報公開）	13
5-1	情報公開の充実	
第6章	本法人の設置する学校等の運営	14

はじめに

1. 「私立大学版 ガバナンス・コード」制定の目的・意義

- (1) 学校法人は、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、併せて経営を強化し、より強固な経営基盤に支えられた、時代の変化に対応した大学づくりを進めていく。
- (2) 学校法人は、高い公共性を有する学校の運営主体としての社会的責任を十分に果たすことができるよう、新たな公益法人制度や社会福祉法人制度等の改革の状況を踏まえ、これらの公益的な法人と同程度の運営の適正と透明性を確保し、社会から信頼され、支えられるに足る、これまで以上に公共性を備えた存在であり続ける。
- (3) 学校法人は、学生・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様なステークホルダーに支えられる存在であることから、幅広く学内外の声に耳を傾けながら使命を全うすることを通じて、高い公共性を追求していく。
- (4) 学校法人は、適切なガバナンスを確保し、私立大学の教育・研究・社会貢献の機能の最大化を図り、社会的責任を全うすることにより、高等教育機関の国公私間の構造的な財政基盤の格差について、社会に問いかけていく。
- (5) 私立学校法においては、所轄庁である文部科学省に寄附行為の認可、解散命令などの監督事項が付与されているものの、学校法人の公共性ととも自主性が最大限に尊重される原則となっており、その点に鑑みても、自律的な「私立大学版ガバナンス・コード」の制定は重要な意義がある。

2. 「私立大学版 ガバナンス・コード」制定における指針

日本私立大学協会全加盟大学を対象とした「私立大学版ガバナンス・コード」は、「私立大学が主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めること」を目的とし、以下の 5 つの原則に基づき国民に対して宣言するものとする。

- (1) 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重...建学の精神等
- (2) 安定性・継続性...学校法人運営の基本（権限・役割の明確化）
- (3) 教学ガバナンス...学長の責務、権限・役割の明確化
- (4) 公共性・信頼性...ステークホルダーとの関係
- (5) 透明性の確保...情報公開等

※. 日本私立大学協会憲章「私立大学版 ガバナンス・コード」（第1版）より抜粋

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人京都文教学園〈京都文教大学・京都文教短期大学〉は、建学の精神・理念に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念

○京都文教学園の建学の精神

本学園は「三宝帰依：帰依仏・帰依法・帰依僧」を礎に「仏教精神に基づく人間形成」を建学の精神としています。

＜学園建学の精神＞

「謙虚にして真理探究」「誠実にして精進努力」「親切にして相互協同」

○京都文教大学の建学の理念

京都文教大学学則第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、仏教精神に基づく人間教育を基盤に、広い教養と専門分野の能力を身につけ心豊かな人間の世界を創りあげる有為の人材を育成するとともに、真摯なる学術研究を通して斯学の進展に寄与し、もって教育・学術の発展に貢献することを目的としています。

○京都文教短期大学の建学の精神

京都文教短期大学学則第1条 本学は仏教精神に基づき、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、社会生活並びに職業に必要な知識、技能を与え、高い教養と正しい判断力を養い、もって健全にして有能な人材を育成することを目的としています。

(2) 建学の精神・理念に基づく人材像

建学の精神・理念に基づく人材像は次のとおりです。

○京都文教大学

本学は仏教の教えに建学の理念の基礎を置いています。仏教の開祖である仏陀は厳しい修行のすえに悟りを開いて自らの目的を達成しましたが、それを自分だけのものとせず、説法（自分の悟った真理を他者に説く）を通して他者の幸せに役立てて、またその他者が幸せになることを自らの幸せとされました。この仏陀の生き方を手本にして人格の完成を目指そうとする人を「菩薩」と呼びます、菩薩は四つの誓い（四弘誓願）をたてなければなりません。すなわち、

1. 衆生無辺誓願度：他者の幸せに貢献する、
2. 煩惱無数誓願断：己を厳しく律する、

3. 法門無尽誓願学：何でも学びとる精神をもつ、
 4. 仏道無上誓願成：必ず人格の完成を成し遂げる
- という四つです。1は他者の幸福、2から4は自分の幸福に関わりますが、仏教では自分の幸福と他人の幸福とを別個のものとして考えません。

本学は、この「四弘誓願」を建学の理念としていますが、これをわかりやすく表現すると「ともいき（共生）」になります。したがって、本学の教育目標は、本学の各学位プログラムの課程を修めた上で、人間関係・社会組織・地域社会など、社会のさまざまな場面で「ともいき」を創造できる「ともいき人材」の育成にあります。

「ともいき」とは、仏教の根本思想である「縁起」に由来します。縁起とは、「すべては何か縁（よ）って（＝何かを縁として）生起する」という意味で、すべてを「関係性」の中でとらえる思想です。

この世の存在物は、すべて他者の助けを借りて存在しています。生きとし生けるものは環境から切り離されては生きていけず、また<ヒト（生物的存在）>は<人（社会的存在）>として存在するために、他の<ヒト>をはじめとする他者との関わりが絶対的に必要となります。

この縁起によって成立する世界において、「自己の幸福」は「他者の幸福」と表裏の関係にあるので、本学における「ともいき」は「自己と他者とがともに幸せを感じられる状態」と定義されます。

本学では、そのような「ともいき」を創造できる力を「社会的価値創造力」と定め、それを実現できる能力・資質を修得・涵養し、それらを総合的に活用することによって、「ともいき」を創造できる「ともいき人材」を育成することを教育目標としています。

○京都文教短期大学

本学は『仏教精神に基づく人間育成』を建学の精神としています。具体的には「謙虚にして真理探究」「誠実にして精進努力」「親切にして相互協同」が本学の建学の精神です。これは「三宝帰依（帰依仏・帰依法・帰依僧）」という仏教精神をわかりやすく表現したものです。

「謙虚にして真理探究」は、まず謙虚に今までの自分を振り返りながら、真実に気づき、物事の本質を極める力を培っていくことが大切であることを示しています。身のまわりのものに目を向け、興味・関心を深め、自分を見つめ直すことの大切さや、自分や他者の内面的真実や自然界の営みにおける真実に気づくとともに、かけがえのない「いのち」を大切にすることを育んでほしい。この「謙虚にして真理探究」には、かけがえのない「いのち」の尊さに目覚める「仏に帰依する」という仏教精神が込められています。

「誠実にして精進努力」は、誠実に社会の秩序を守り、与えられた本分に精一杯努めることが大切であることを示しています。世の中のすべてのものは、単独で存在するのではなく、「縁（他者との関係）」によって成り立っています。私たちは一人で生きているのではなく、あらゆるものとの縁の中で生かされていることを学び、身のまわりの環境を大切にすることを育んでほしい。この「誠実にして精進努力」には、ものごとを、さまざまなものの関係性（縁）の中でとらえていく「法に帰依する」という仏教精神が込められています。

「親切にして相互協同」は、お互いが助け合って生きていくという、共生（ともいき）の社会を目指すことが大切であることを示しています。さまざまな知識や技術・技能を修得し、この社会の中で、素晴らしい力を発揮することのできる実力者を目指すとともに、社会の中で多くの人々に尽くすことのできる尽力者をも目指してほしい。この「親切にして相互協同」には、生かされ生きる共生社会

を目指す「僧に帰依する」という仏教精神が込められています。

1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

（1）建学の精神・理念に基づく教育目的等

京都文教大学・京都文教短期大学の建学の精神・理念に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。

○京都文教大学の教育及び研究目的

本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、仏教精神に基づく人間教育を基盤に、広い教養と専門分野の能力を身につけ心豊かな人間の世界を創りあげる有為の人材を育成するとともに、真摯なる学術研究を通して斯学の進展に寄与し、もって教育・学術の発展に貢献することを目的とします。

・京都文教大学総合社会学部の教育及び研究目的

建学の理念を受け、仏教精神を基盤とし、ダイナミックに動く文化と社会に関わり、「共に生きる」ことによって「人間」を学び、広く社会に貢献することを理念とします。広い教養と専門分野の能力を身につけ、広く人間の文化と社会についての知識を深め、新たな文化創造に寄与する人間とより良き社会の実現に貢献する人材を育てることを目的とするとともに、各専門領域における最新の研究を遂行し、研究成果を積極的に地域、社会に還元します。

・京都文教大学臨床心理学部の教育及び研究目的

建学の理念を受け、より広い視野のもとで、人や社会との生きたかかわりを持ち、自分の生きる意味を見出し、他者を助け、みずから行動できる力を持った社会人を積極的に育成することを基本理念とするとともに、各専門領域における最新の研究を遂行し、研究成果を積極的に教育・臨床心理における実践に還元する。

・京都文教大学こども教育学部の教育及び研究目的

建学の理念を基盤に据え、小学校教員・幼稚園教員・保育士養成課程を通して、「こどもの最善の利益」を第一に考え行動でき、保護者から信頼され、地域の課題に貢献できる教育・保育に携わる専門的な人材を養成します。とりわけ、より広い視野のもと、必要な専門的な知識・技能を習得し、確かな使命感や責任感、教育的愛情や人間性を育み、こども一人ひとりを大切にする臨床学的な教育の視点を大切にし、教育・保育分野の専門職としての力量を、「学び続ける」ことを通して不断に向上させる力を育成するとともに、各専門領域における最新の研究を遂行し、研究成果を積極的に教育・保育における実践に還元します。

○京都文教短期大学の教育及び研究目的

本学は仏教精神に基づき、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、社会生活並びに職業に必要な知識、技能を与え、高い教養と正しい判断力を養い、もって健全にして有能な人材を育成することを目的とするとともに各専門領域における最新の研究を遂行し、研究成果を積極的に社会に還元します。

・ライフデザイン総合学科の教育目的

現代生活の諸問題に加えて、地球規模で起こっている新たな問題について、家政学の視点で、生活原理に基づいて考え、解決できる人材の育成を目的とするとともに、各専門領域における最新の研究を遂行し、研究成果を積極的に社会に還元する。多角的な視点から科学的に追及し、専門性を高めるために2つのコースを設定します。

(ライフデザインコース)

生活者として幅広い視点から、人と環境に関する諸問題を発見し、積極的・主体的に行動する態度と生活の質の向上を追求するための知識と技術を修得し、問題解決力・社会人基礎力・情報活用力を身につけて、ビジネスと持続可能な社会に貢献できる人材の育成を目的とします。

(栄養士コース)

栄養に関する専門的な知識と技術を習得し、食事の管理を中心とした諸問題の認識、給食業務に必要な調理力を高めることを目的とし、問題解決力・社会人基礎力を身につけて、食事の管理と持続可能な社会に貢献できる人材の育成を目的とします。

・幼児教育学科の教育目的

保育に関する専門的な知識と技術を修得し、柔軟な思考力と表現力、子どもを理解する力を養う。変化し続ける社会に興味・関心をもち、状況を的確に見極める判断力と適切な態度を身につけます。子ども・大人の別なく他者とコミュニケーションをとり、自らを振り返りながら主体的・意欲的に社会に貢献できる人材の育成を目的とするとともに、各専門領域における最新の研究を遂行し、研究成果を積極的に保育における実践に還元します。

(2) 中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて

- ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。
- ② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、常務理事会、理事会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。
- ③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。
- ⑥ 中期的な計画として、以下の項目等を盛り込み取り組みます。
 - ア 教育力の向上・強化策
 - イ 経営・ガバナンス強化策
 - ウ 組織運営（人事施策や働き方）の強化策
 - エ 園児・児童・生徒・学生獲得の強化策
 - オ 施設・設備環境整備計画
 - カ 財政基盤の安定化策

(3) 私立大学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、設置各校の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生・生徒等を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。
- ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

① 意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置各校の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学等の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④ 学長への権限委任

ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。

イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。

ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥ 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。

⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

2-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。
- ② 理事長を補佐する理事として、常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。
- ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。
- ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。
- ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査規程に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。
- ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点重視し、この法人の理事又は職員、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者で、理事会において選出した候補のうちから評議員会の同意を得て理事会が選任します。

- ② 監事は2名以上置くこととします。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。
- ④ 学園規模、監査業務を考慮し、本学園では常勤監事の設置をせず、監査法人（会計監査人）との連携、意見交換等を充実させています。

(3) 監事監査基準

- ① 監査機能の強化のため、監事監査規程を作成します。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、会計監査人（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ③ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- ④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ④ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- ⑤ 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- ⑥ 寄附行為の変更
- ⑦ 合併
- ⑧ 目的たる事業成功の不能による解散
- ⑨ 寄付金品の募集に関する事項
- ⑩ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。
 - ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - イ 当該学校法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員業務の執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。
- ④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。

(2) 評議員への研修機会の提供と充実

- ① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
- ② 学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任免は、規程に基づき、理事長が行うとあり、学長は、理事長の命を受けて大学教学運営を統括し、所属教職員を統括しています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

3-1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は設置各校の学則、その他規程に定められた目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統括します。
- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）

- ① 設置各校には副学長を置くことができるようにしており、学則において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る。」としています。
- ② 設置各校の学部長（学科長）の役割については、規程において「学長の統括のもと学部（学科）に関する事項を掌握する。」としています。

3-2 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

本学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については各設置校の学則、教授会規程等に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4-1 学生に対して

(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

- ① 学部・学科、研究科ごとの3つの方針（ポリシー）
 - ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
 - イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
 - ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

各設置校の3つのポリシーは以下の通りです。

京都文教大学 https://www.kbu.ac.jp/kbu/intro/education_policy.html

京都文教短期大学 <https://www.kbu.ac.jp/kbjc/daigaku/policy.html>

- ② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。
- ③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

① ボード・ディベロップメント：BD

- ア 常務理事は、寄附行為等関連規定並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係る PDCA を毎年度明示します。
- イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。

① ファカルティ・ディベロップメント：FD

- ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示します。
- イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

② スタッフ・ディベロップメント：SD

- ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

2004年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。

③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。

⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティをめぐる課題について対応します。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組みます。

ア 大規模災害

イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）

② 災害防止、不祥事防止対策に取り組みます。

ア 学生・生徒等の安全安心対策

イ 減災・防災対策

ウ ハラスメント防止対策

エ 情報セキュリティ対策

オ その他のリスク防止対策

③ 事業継続計画の策定に取り組みます。

(2) 法令遵守のための体制整備

① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組みます。

② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

① 教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書
法人の概要 事業の概要 財務の概要

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。

- ① 教育・研究に資する情報公開
 - ア 海外の協定校
 - イ 大学間連携
 - ウ 地域連携並びに産学官連携
- ② 学校法人に関する情報公開
 - ア 中期的な計画

(3) 情報公開の工夫等

- ① 上記(1)②及び(2)②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。
- ② 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。

第6章 本法人の設置する学校等の運営

本法人は、京都文教高等学校・中学校、京都文教短期大学附属小学校、京都文教短期大学附属家政城陽幼稚園を設置しています。

各校においても、本ガバナンス・コードの理念を尊重するとともに、該当する部分は、教育・保育活動の規範とします。

以 上